

# 通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション

## 重要事項説明書

通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーションサービスの提供にあたり、当事業所が説明すべき重要事項は以下のとおりです。

### 1 事業所の概要

事業所の名称	介護老人保健施設 柳川やすらぎの里 通所リハビリテーション
開設年月日	平成7年6月23日
所在地	〒832-0081 福岡県柳川市西浜武1076-5
電話番号	0944-74-2230
FAX番号	0944-74-2312
管理者	施設長・理事長 高木 章子
介護保険指定番号	4054380086

### 2 事業の目的と運営方針

- (1) 施設は、ケアプラン及び通所リハビリテーション計画・介護予防サービス支援計画に基づき、介護給付・予防給付状態になった場合に、ご利用様が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行うことにより、ご利用様の心身の機能の維持回復を図り、高齢者の生活機能低下を予防するための必要なリハビリテーションを行います。
- (2) 施設は、明るく家庭的な雰囲気を有し、地域や家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村、居宅介護支援事業者、地域包括支援センター、居宅サービスは福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めます。

### 3 職員体制

	職種	配置数
1	管理者（医師と兼務）	1名
2	看護職員	1名以上
3	介護職員	4名以上
4	理学療法士・作業療法士	2名以上
5	(管理) 栄養士	適当数
6	運転手	適当数

### 4 通所リハビリテーションの内容

- ・ご利用日 毎週月曜日～土曜日（日曜日は除く）  
〔但し、盆の8月14日、15日  
年末年始の12月31日、1月1日～3日までは  
休日といたします。〕
- ・ご利用時間 9:30～16:00 9:30～17:00

## <サービスの概要>

### ① 食 事 (但し、食事は実費となります) ※おやつ代込み

- ・管理栄養士の立てる献立表により、栄養並びにご利用者様の身体の状況を考慮した食事を提供します。(食事時間) 午後12時00～13:00

### ② 入 浴

- ・入浴又はシャワー浴・清拭を行います。
- ・状態に合わせて機械浴槽を使用して入浴できます。
- ・サービス提供時は、プライバシー保護に考慮します。

### ③ 排 泄

- ・排泄の自立を促すため、ご利用者様の身体能力を最大限活用した介助を行います。
- ・サービス提供時はプライバシー保護に配慮します。

### ④ 機能訓練

- ・作業療法士又は理学療法士等により、ご利用者様の心身等の状況に応じて、日常生活を送るに必要な機能の回復またはその減退を防止するための訓練を実施します。

### ⑤ 健康管理

- ・医師及び看護職員が、健康管理を行います。

### ⑥ 通常の事業実施地域

- ・柳川市全域、
- ・大川市 (坂井、三丸、幡保、上巻、北古賀、津、小保、九網、一木、新田、紅粉屋) に限ります。
- ・大木町

## 5 介護予防通所リハビリテーションの内容

- ・ご利用日 毎週月曜日～土曜日 (日・祭日は除く)

〔 但し、盆の8月14日、15日  
年末年始の12月31日、1月1日～3日までは  
休日といたします。 〕

- ・ご利用時間 10:00～13:00

※入浴はありません。

※介護保険適用の場合でも、保険料の滞納等により、保険給付金が直接事業者を支払われない場合があります。その場合は一旦1日あたりの利用料金 (介護保険におけるサービス利用料の10割全額) を頂き、サービス提供証明書を発行いたします。サービス提供証明書を後日柳川市の窓口へ提出しますと、差額の払戻しを受けることができます。

## 6 利用料金【別表7・8】をご参照ください。

## 7 料金支払方法

### 【月末締め現金又は振り込み一括払い】

毎月月末締の請求書を翌月初めに発行します。

ご利用料を現金又は銀行振込みにて一括お支払いの取り扱いとさせていただきます。

ご利用料金請求後の月末までにお支払いをお願いします。

※ 介護保険制度の改正により、介護報酬等の変更があった場合は、当該サービス料金を変更することができるものとします。

## 8 健康上の理由による中止

- ① 風邪、病気の際はサービスの提供をお断りすることがあります。
- ② 当日の健康チェックの結果体調が悪い場合、サービス内容を変更または中止することがあります。その場合、ご家族に連絡の上、適切に対応します。
- ③ ご利用中に体調が悪くなった場合、サービスを中止することがあります。その場合、ご家族に連絡の上、適切に対応をします。また、必要に応じて速やかに主治医に連絡を取る等、必要な措置を講じます。
- ④ ③の措置を講じるために、利用時の緊急連絡票（別紙）にご記入のうえ、当施設の居宅介護支援事業所へご提出下さい。

※サービスを中止した場合、同月内であれば、ご希望の日に振り替えることができます。ただし、定員数分の予約が入っている日には振り替えできませんのでご了承下さい。

※サービス回数の増減については、あらかじめ介護支援専門員にご連絡ください。

## 9 ご利用のキャンセルについて

- ① ご利用者様が利用をお休みするときは当日の8:30までに下記の連絡先にご連絡ください。  
【連絡先】0944-74-2230
- ② ご利用者様が、期日を過ぎて申し出て、または申し出をせずにサービスを中止したときは、利用料に定める食事代を請求いたします。
- ③ 悪天候によりサービスが安全に提供できない場合はお休みとなることがあります。その場合は事業所より前日、又は当日の朝に連絡をいたします。

## 10 金銭・貴重品の管理

通常のご利用の際、金銭は必要ありません。職員が金銭・貴重品を管理することもできません。紛失の際、トラブルが発生しますので金銭・貴重品はお持ちにならないようお願いします。

### 1.1 虐待の防止のための措置に関する事項

- ① 事業者は、虐待等に対する相談窓口を設置し、利用者の人権の擁護・虐待等に努めます。
- ② 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従事者又は養護者（ご利用者様のご家族等ご利用者様を現に養護される方）による虐待を受けたと思われるご利用者様を発見した場合は、速やかにご利用者様が住所を有する市町村に連絡を取り、必要な措置を講じます。
- ③ 虐待防止のための指針の整備をします。
- ④ 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催し、その結果について事業所内で周知徹底します。
- ⑤ 虐待防止のための研修会を事業所内で定期的実施し、事業所外での研修も参加します。

### 1.2 身体拘束に関する事項

- ① ご利用者様又は他のご利用者様の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束を行わないものとします。
- ② 身体拘束を行う場合には、ご利用者様の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとし、ご家族様、身元引受人の方に同意を得るものとします。

### 1.3 迷惑行為、プライバシー保護、ご利用者の留意事項

【ハラスメント等迷惑行為防止について】

- (1) ハラスメント行為
  - ① 身体的暴力（身体的な力で相手に危害を加える行為）  
殴る、蹴る、叩く、モノを投げる、手を引っかく、つねる、服を引っ張る、ちぎる、唾を吐く等
  - ② 精神的暴力（個人の尊厳や人格を言葉や態度で傷つける、おとしめる行為）  
怒鳴る、大声で威嚇、威圧的な態度、契約以上のサービスを求める理不尽で執拗な要求等
  - ③ セクシャルハラスメント（意に添わない性的誘いかけ、性的嫌がらせ等）  
必要もなく手や腕などを触る、性的な話、容姿をからかう、食事等に執拗に誘う、つきまとい等
- (2) 故意に建物・設備・機器等を汚損または破損する行為
- (3) 危険物・他人に危害を及ぼすもの、その可能性のあるものを持ち込む、騒音を出す行為
- (4) 宗教活動・政治活動・営利活動行為
- (5) 飲酒行為
- (6) その他、他の入所者の療養生活に使用をきたすと思われる行為

これらの行為がサービス利用中において発生した場合、再三の注意にも関わらず改善がみられない場合はサービス停止や契約が解除となることがあります。また、事態の緊急性、犯罪性が高いと判断した場合は直ちに警察への通報を行います。

#### 1 4 プライバシー保護

当施設で知りえた他ご利用者・ご家族さらには職員にプライバシー保護についてご協力ください。

- (1) 他ご利用者・ご家族・職員の個人情報（氏名、住所、年齢、写真等）を本人に許可なくSNS上へ掲載しないようにしてください。
- (2) 地域の友人、知人等がサービス利用されている場合、個人のプライバシー保護にご協力ください。

#### 1 5 非常災害時及び感染症対策について

- ① 防火管理者についての責任者を決め、必要な介護サービスが継続的に提供できる体制を構築する観点から火災・風水害・地震等の自然災害並びに感染症に対処するため、事業継続（BCP）に向けた計画等の策定、研修の実施、訓練（シミュレーション）を年に2回以上実施します。
- ② 感染症対策のための指針を整備し、対策を検討する委員会を定期的で開催するとともに、職員への訓練、研修への参加をし、周知徹底を図ります。

#### 1 6 事故発生時の対応について

事故が発生した場合は、直ちにご利用者様の家族、主治医及び居宅介護支援事業者等に連絡するとともに、応急手当等必要な措置を施し、関係機関へも連絡します。

※事故の再発防止に努めるための体制を整備するために「安全衛生対策委員会」を設置し、施設内勉強会及び訓練等、全職員への危機管理意識を高めて事故防止に努めております。

#### 1 7 介護サービスの苦情・相談等の要望・窓口及び連絡先【別紙2】

通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーションに関する相談・要望・苦情等はサービス提供責任者か下記窓口までお申し出下さい。

## 【別紙2】 利用者からの苦情を処理するために講じる措置の概要

当施設のサービスについて、ご不明の点や疑問、苦情等がございましたら、当施設の苦情相談窓口までお気軽にご相談ください。また、電話・ご意見箱での受付もしておりますのでご利用ください。

### (苦情処理の体制)

(1) 苦情解決責任者： 介護老人保健施設 柳川やすらぎの里  
管理者：高木 章子  
柳川市西浜武 1076-5  
電話番号：0944-74-2230  
FAX 番号：0944-74-2312

(2) 苦情受付担当者： 介護老人保健施設 柳川やすらぎの里  
古賀由美・古川 淳

### (3) 相談及び苦情の対応

相談又は苦情電話があった場合は、原則として管理者が対応します。  
管理者が対応できない場合は、受付担当者が対応し、その旨を管理者に速やかに報告します。

### (4) 確認事項

苦情相談受付担当者は以下の事項について確認を行います。

- ① 相談又は苦情のあった利用者の氏名
- ② 提供したサービスの種類、年月日及び時間
- ③ サービス提供した職員の氏名(利用者が分かる場合)
- ④ 具体的な苦情・相談内容
- ⑤ その他参考となる事項

### (5) 苦情の解決方法

管理者と担当者にて解決策を話し合い、苦情申出人が解決策に納得がいけない場合については、第三者の立ち合い・助言を申し出ることもできます。

### (6) 公共機関の苦情相談

- ・国民健康保険団体連合会（国保連）介護保険  
福岡市博多区吉塚本町 13-47 （電話 092-642-7800）（FAX 092-642-7852）
- ・福岡県介護保険広域連合 柳川・大木・広川支部  
柳川市三橋町正行 431 （電話 0944-75-6301）（FAX 0944-75-6340）
- ・大川市役所 健康保険課 介護保険係  
大川市大字酒見 256-1 （電話 0944-85-5522）（FAX 0944-86-8464）

### (7) 損害保険

- ・三井住友海上火災保険(株)（代理店：(株)保険ムツゴロウ）に加入しています。